

品川区地域包括支援センター設置運営要綱

制定	平成18年3月31日区長決定	要綱第53号
改正	平成21年3月31日部長決定	要綱第226号
改正	平成27年3月31日部長決定	要綱第276号
改正	平成31年3月31日区長決定	要綱第43号
改正	令和2年2月17日区長決定	要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）により規定される地域包括支援センターの設置に関し必要な事項を定め、高齢者が住み慣れた家庭および地域において自立した日常生活を継続することを効果的に支援することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、品川区地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）を品川区福祉部高齢者福祉課に設置する。

2 地域において、品川区統括在宅介護支援センター条例（平成12年3月28日条例第22号。以下「条例」という。）に定める各地域の在宅介護支援センター（以下「地区在宅介護支援センター」という。）は地域包括支援センターの機能を担うものとする。

(所管事項)

第3条 地域包括支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第115条の45第1項第1号ニに掲げる事業
- (2) 法第115条の45第2項各号に掲げる事業
- (3) 法第115条の48各項に規定する事業
- (4) 法第8条の2第16項に規定する事業
- (5) その他区長が必要と認める事業

2 前条の事業は、条例に定める品川区統括在宅介護支援センターおよび地区在宅介護支援センターを中心にし、高齢者が住み慣れた家庭および地域において自立した日常生活を継続するための総合的なサービス提供のしくみである在宅介護支援システムのもとで実施するものとする。

(構成)

第4条 地域包括支援センターは、高齢者福祉課職員および地区在宅介護支援センターの職員のうちあらかじめ定めた職員（以下「地区在宅介護支援センター職員」という。）をもって構成する。

(所長)

第5条 地域包括支援センターに所長を置く。

2 所長は、高齢者福祉課長の職にある者をもって充てる。

(職員の職責)

第6条 所長は、福祉部長の命を受け、地域包括支援センターの事務を掌理し、地域包括支援センターに属する職員を指揮監督する。

(地区在宅介護支援センター職員)

第7条 品川区と地区在宅介護支援センター運営法人は、地区在宅介護支援センター職員の身分取り扱いについて必要な協定を締結するものとする。

2 地区在宅介護支援センター運営法人は、前条の協定に基づき、地域包括支援センターの業務に従事する職員を定めるため、別に指定する書式を提出するものとする。

(秘密を守る義務)

第8条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年2月17日から適用する。